

## 大分県市長会政務調査会設置要綱

### (目的及び名称)

第1条 都市行政推進のための重要事項並びに諸課題について調査・研究するため、大分県市長会政務調査会（以下「政務調査会」という。）を設置する。

### (組 織)

第2条 政務調査会は、各市副市長（以下「委員」という。）をもって構成する。

### (部会の設置)

第3条 政務調査会に次の2部会を置き、それぞれに掲げる事項を所管する。

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 行政・財政部会   | 地方自治制度、選挙制度、都市振興方策、地方公務員制度、地方財政制度、地方税制度及び地方公営企業制度に関する事項等 |
| (2) 社会文教・経済部会 | 環境行政、厚生労働行政、教育行政、経済産業行政、国土交通行政及び農林水産行政に関する事項等            |

2 委員の部会への所属は別に定める。

### (役 員)

第4条 政務調査会に次の役員を置く。

- |      |                   |
|------|-------------------|
| 会長   | 1人                |
| 副会長  | 2人（部会長を兼ねるものとする。） |
| 副部会長 | 2人                |

- 役員は、委員の中から互選する。
- 役員の任期は2年とする。ただし、役員は、後任者が就任するまでの間、引き続き在任するものとする。
- 役員は、再任されることができる。

(役員 の 職務)

第5条 会長は会務を総理し、政務調査会を代表する。

2 副会長は会長を補佐するとともに、部会長として部会運営のとりまとめをおこなう。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 政務調査会の会議は、会長が必要と認めるとき招集し、議長にあたる。

2 部会の会議は、部会長が必要と認めるとき招集し、議長にあたる。

(事務局)

第7条 本会の事務局を大分県市町村合同事務局に置く。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については委員全員の協議によりこれを決定する。

附 則

この要綱は、平成18年5月29日から施行する。

この要綱は、平成19年4月 1日から施行する。